規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の五二・六一
規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の六・七八
規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の〇・一六
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の五・八六
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の二・〇九
規則別表第二の六の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の五・〇七
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の一二・四六
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の一四・九七

規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の五二・五五
規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の六・一四
規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の〇・二〇
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の六・八七
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の一・九二
規則別表第二の六の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の四・三一
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の一四・三七
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の一三・六四

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、告示第四号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号ロの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率（平成八年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省　告示第五号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
特定分別基準適合物	業種	率
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、農林水産省、厚生省、通商産業省　令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の九五・六四
	規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の八六・五三
	規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の九一・二九
	規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の九八・八八

改正前		
特定分別基準適合物	業種	率
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、農林水産省、厚生省、通商産業省　令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の九四・三五
	規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の八六・二五
	規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の九一・三四
	規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の九九・二二

規則別表第二の一の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の九六・二二
規則別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の九八・〇六
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の二の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の九八・二一
規則別表第二の二の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の八九・六二
規則別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の九五・〇四
規則別表第二の二の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の九四・八九
規則別表第二の二の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の九六・八五
［略］	［略］
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の三の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の九四・八〇
規則別表第二の三の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の八六・八一
規則別表第二の三の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の九四・三七
規則別表第二の三の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の九七・五七
規則別表第二の三の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の九六・〇四
規則別表第二の三の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の九六・〇三
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の九六・二八
規則別表第二の四の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の九一・八七

規則別表第二の一の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の九七・四五
規則別表第二の一の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の九七・七四
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の二の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の九八・六九
規則別表第二の二の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の九〇・九二
規則別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の九四・九七
規則別表第二の二の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の九五・四五
規則別表第二の二の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の九六・五二
［略］	［略］
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の三の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の九四・三八
規則別表第二の三の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の八六・〇四
規則別表第二の三の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の九三・三四
規則別表第二の三の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の九七・三一
規則別表第二の三の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の九四・五二
規則別表第二の三の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の九三・七〇
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の九六・八一
規則別表第二の四の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の九一・二七

規則別表第二の四の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の九四・三七
規則別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の九五・八一
規則別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の九九・二六
規則別表第二の四の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の九八・二九
規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の九九・一八
規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の九九・一五
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の五の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の九三・〇三
規則別表第二の五の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の八四・五五
規則別表第二の五の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の九五・四四
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の九四・七六
規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の九四・二〇
規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の九八・〇二
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の九一・七五
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の九八・二五
規則別表第二の六の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の九二・九二

規則別表第二の四の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の九四・一七
規則別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の九五・三六
規則別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の九九・二一
規則別表第二の四の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の九八・一二
規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の九九・一七
規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の九九・二〇
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の五の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の九三・〇七
規則別表第二の五の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の八六・〇四
規則別表第二の五の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の九四・九七
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の九四・八四
規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の九四・四四
規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の九七・七九
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の九一・四二
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の九八・一六
規則別表第二の六の項の下欄のへに掲げる業種	一〇〇分の九三・六三

規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の九八・五〇
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の九八・二九

備考　表中の［　］は注記である。

規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の九八・九〇
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の九八・〇二

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、告示第五号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第二項第二号ニの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量（平成八年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省　告示第六号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

特定分別基準適合物	業種	量（千キログラム）
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	一三二、二六七
	規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種	五三、八七八
	規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	八八、三七八
	規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	四、六三四
	規則別表第二の一の項の下欄のホに掲げる業種	五、八〇四
	規則別表第二の一の項の下欄のヘに掲げる業種	八九八
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の二の項の下欄のイに掲げる業種	七、八二三
	規則別表第二の二の項の下欄のロに掲げる業種	一二二、九九四

改正前

特定分別基準適合物	業種	量（千キログラム）
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	一四三、二四五
	規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種	五二、七五二
	規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	九八、七八九
	規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	四、〇七二
	規則別表第二の一の項の下欄のホに掲げる業種	四、七七六
	規則別表第二の一の項の下欄のヘに掲げる業種	一、一〇一
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の二の項の下欄のイに掲げる業種	八、九〇七
	規則別表第二の二の項の下欄のロに掲げる業種	一二三、二八三

規則別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種	四三、二七四
規則別表第二の二の項の下欄のニに掲げる業種	六〇、二四〇
規則別表第二の二の項の下欄のホに掲げる業種	一、五三〇
規則別表第二の二の項の下欄のへに掲げる業種	二、四四七
規則別表第四条第三号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の三の項の下欄のイに掲げる業種	六、四六二
規則別表第二の三の項の下欄のロに掲げる業種	一五、八五九
規則別表第二の三の項の下欄のハに掲げる業種	八四、〇四〇
規則別表第二の三の項の下欄のニに掲げる業種	三八
規則別表第二の三の項の下欄のホに掲げる業種	六七五
規則別表第二の三の項の下欄のへに掲げる業種	一四四
規則別表第四条第四号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種	二二五、四二四
規則別表第二の四の項の下欄のロに掲げる業種	三八、二三八
規則別表第二の四の項の下欄のハに掲げる業種	八、二五一
規則別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	五、〇二八
規則別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	一二、八四四
規則別表第二の四の項の下欄のへに掲げる業種	九、七七二

規則別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種	四二、九七六
規則別表第二の二の項の下欄のニに掲げる業種	五七、二五七
規則別表第二の二の項の下欄のホに掲げる業種	一、六八八
規則別表第二の二の項の下欄のへに掲げる業種	二、〇六一
規則別表第四条第三号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の三の項の下欄のイに掲げる業種	七、〇五七
規則別表第二の三の項の下欄のロに掲げる業種	一四、九〇一
規則別表第二の三の項の下欄のハに掲げる業種	八五、六一五
規則別表第二の三の項の下欄のニに掲げる業種	八六
規則別表第二の三の項の下欄のホに掲げる業種	九〇八
規則別表第二の三の項の下欄のへに掲げる業種	四九
規則別表第四条第四号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種	二二七、六八三
規則別表第二の四の項の下欄のロに掲げる業種	三七、七四六
規則別表第二の四の項の下欄のハに掲げる業種	九、四六二
規則別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	六、一五七
規則別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	一二、一一四
規則別表第二の四の項の下欄のへに掲げる業種	一〇、一七四

規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	六九、四六五
規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一六五、八七五
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の五の項の下欄のイに掲げる業種	三〇、三〇七
規則別表第二の五の項の下欄のロに掲げる業種	六六七、二六三
規則別表第二の五の項の下欄のハに掲げる業種	一四、〇四六
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	五二三、八九四
規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種	六七、四七二
規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	一、六〇一
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	五八、三八四
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	二〇、七八九
規則別表第二の六の項の下欄のヘに掲げる業種	五〇、四八五
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一二四、一一三
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一四九、〇〇四

規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	七〇、二〇九
規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一八六、〇二七
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の五の項の下欄のイに掲げる業種	二八、八一二
規則別表第二の五の項の下欄のロに掲げる業種	六七七、五五〇
規則別表第二の五の項の下欄のハに掲げる業種	一三、九六〇
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	五二六、三一八
規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種	六一、四七二
規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	二、〇四四
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	六八、八五五
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一九、二四九
規則別表第二の六の項の下欄のヘに掲げる業種	四三、一八二
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一四四、〇三一
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一三六、六七四

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第六号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第三項の規定に基づき、特定事業者責任比率（平成八年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第七号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

特定分別基準適合物	特定事業者責任比率
［略］	［略］
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の八九
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九一
［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。

改正前

特定分別基準適合物	特定事業者責任比率
［略］	［略］
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の八八
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九二
［略］	［略］

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、告示第七号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第三項の規定に基づき、再商品化義務総量（平成八年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、告示第八号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

特定分別基準適合物	再商品化義務総量（単位　万キログラム）
［略］	［略］
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	八、九八九
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	一一、一九三
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	二、七七二
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	一八、四〇〇
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	七〇、二九〇

改正前

特定分別基準適合物	再商品化義務総量（単位　万キログラム）
［略］	［略］
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	八、七一二
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	一三、〇六四
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	一、八八一
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	二二、一〇〇
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	七二、〇七二

備考　表中の［　］は注記である。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、告示第八号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十三条第二項第三号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量（平成十一年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省　告示第十九号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十日

財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
特定分別基準適合物	量（千キログラム）
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、令第一号。以下「規則」という。）第四条第四号に規定する分別基準適合物	八七、九七三
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	九九、二九九

改正前	
特定分別基準適合物	量（千キログラム）
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、令第一号。以下「規則」という。）第四条第四号に規定する分別基準適合物	九九、三七一
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	九七、三〇三

○農林水産省告示第四百六十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十二月二十七日農林水産省告示第二千三百五十三号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和７年１月１日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和７年４月１日から翌年３月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一　くろまぐろ（小型魚）	第一　くろまぐろ（小型魚）
一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）	一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）
4,218.0トン	4,218.0トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	146.7
青森県	351.0
岩手県	113.0
宮城県	63.5
秋田県	57.0
山形県	24.2
福島県	34.1
茨城県	47.9
千葉県	108.6
東京都	9.6
神奈川県	65.2
新潟県	126.0
富山県	144.6
石川県	131.9
福井県	51.9
静岡県	60.5
愛知県	1.0
三重県	59.7
京都府	68.6
大阪府	1.0
兵庫県	19.4
和歌山県	58.8
鳥取県	11.1
島根県	137.1

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	146.7
青森県	351.0
岩手県	113.0
宮城県	63.5
秋田県	57.0
山形県	24.2
福島県	34.1
茨城県	47.9
千葉県	108.6
東京都	16.5
神奈川県	65.2
新潟県	126.0
富山県	144.6
石川県	131.9
福井県	51.9
静岡県	60.5
愛知県	1.0
三重県	65.8
京都府	68.6
大阪府	1.0
兵庫県	19.4
和歌山県	60.8
鳥取県	11.1
島根県	137.1

岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	132.6
徳島県	48.2
香川県	2.9
愛媛県	24.5
高知県	105.6
福岡県	17.6
佐賀県	18.1
長崎県	943.7
熊本県	39.0
大分県	14.9
宮崎県	25.5
鹿児島県	50.6
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大　臣　管　理　区　分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	708.9
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	44.9

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

10,142.6トン

岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	132.6
徳島県	48.2
香川県	2.9
愛媛県	24.5
高知県	105.6
福岡県	17.6
佐賀県	16.1
長崎県	930.7
熊本県	39.0
大分県	14.9
宮崎県	25.5
鹿児島県	50.6
沖縄県	0.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大　臣　管　理　区　分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	708.9
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	44.9

第二　くろまぐろ（大型魚）

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

10,142.6トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	583.6
青森県	784.1
岩手県	97.2
宮城県	87.3
秋田県	55.1
山形県	53.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	105.4
神奈川県	32.7
新潟県	161.7
富山県	35.8
石川県	84.5
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	58.7
京都府	59.1
大阪府	1.0
兵庫県	33.8
和歌山県	70.0
鳥取県	11.7
島根県	48.3

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
北海道	583.6
青森県	784.1
岩手県	97.2
宮城県	87.3
秋田県	55.1
山形県	53.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	88.4
神奈川県	32.7
新潟県	161.7
富山県	35.8
石川県	84.5
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	58.1
大阪府	2.0
兵庫県	33.8
和歌山県	62.5
鳥取県	11.7
島根県	48.3

岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	127.5
徳島県	7.0
香川県	0.1
愛媛県	11.1
高知県	48.5
福岡県	54.0
佐賀県	15.6
長崎県	394.2
熊本県	6.4
大分県	15.1
宮崎県	73.9
鹿児島県	37.9
沖縄県	270.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,037.5
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,027.2
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	127.5
徳島県	7.0
香川県	0.1
愛媛県	11.1
高知県	47.0
福岡県	54.0
佐賀県	21.6
長崎県	407.2
熊本県	6.4
大分県	32.1
宮崎県	71.9
鹿児島県	35.9
沖縄県	270.0

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,037.5
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,027.2
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

○経済産業省環境省告示第三号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十二条第二項第二号ニの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量（平成八年厚生省通商産業省告示第三号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

特定分別基準適合物	業種	量（千キログラム）
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、農林水産省、厚生省、令和一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	一四三、三一六
	規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種	六三、八六九
	規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	一〇五、六八二
	規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	五、五八〇
	規則別表第二の一の項の下欄のホに掲げる業種	六、三三六
	規則別表第二の一の項の下欄のヘに掲げる業種	六七四
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の二の項の下欄のイに掲げる業種	九、六七二
	規則別表第二の二の項の下欄のロに掲げる業種	一六四、一三〇
	規則別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種	六六、六二八
	規則別表第二の二の項の下欄のニに掲げる業種	六八、二七〇
	規則別表第二の二の項の下欄のホに掲げる業種	一、九六三
	規則別表第二の二の項の下欄のヘに掲げる業種	五九九

改正前

特定分別基準適合物	業種	量（千キログラム）
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、農林水産省、厚生省、令和一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	一五一、四七九
	規則別表第二の一の項の下欄のロに掲げる業種	六一、七〇一
	規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	一一八、〇五二
	規則別表第二の一の項の下欄のニに掲げる業種	五、一〇二
	規則別表第二の一の項の下欄のホに掲げる業種	四、七五三
	規則別表第二の一の項の下欄のヘに掲げる業種	六六四
規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の二の項の下欄のイに掲げる業種	一一、五九二
	規則別表第二の二の項の下欄のロに掲げる業種	一五五、三八四
	規則別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種	六五、一六六
	規則別表第二の二の項の下欄のニに掲げる業種	六八、〇三七
	規則別表第二の二の項の下欄のホに掲げる業種	一、六一一
	規則別表第二の二の項の下欄のヘに掲げる業種	二九六

規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の三の項の下欄のイに掲げる業種	七、一八二
規則別表第二の三の項の下欄のロに掲げる業種	二〇、六一三
規則別表第二の三の項の下欄のハに掲げる業種	一〇九、三八二
規則別表第二の三の項の下欄のニに掲げる業種	五三
規則別表第二の三の項の下欄のホに掲げる業種	六八七
規則別表第二の三の項の下欄のヘに掲げる業種	一一〇
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種	二三六、八一五
規則別表第二の四の項の下欄のロに掲げる業種	四三、四九一
規則別表第二の四の項の下欄のハに掲げる業種	一三、九一七
規則別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	九、七〇五
規則別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	二四、四五三
規則別表第二の四の項の下欄のヘに掲げる業種	一四、五一二
規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	六五、九四〇
規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一四四、六三三
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の五の項の下欄のイに掲げる業種	三三、五二三
規則別表第二の五の項の下欄のロに掲げる業種	七八三、六一四
規則別表第二の五の項の下欄のハに掲げる業種	一六、三四四

規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の三の項の下欄のイに掲げる業種	八、〇〇九
規則別表第二の三の項の下欄のロに掲げる業種	二〇、〇〇二
規則別表第二の三の項の下欄のハに掲げる業種	一一二、五九九
規則別表第二の三の項の下欄のニに掲げる業種	七五
規則別表第二の三の項の下欄のホに掲げる業種	九九四
規則別表第二の三の項の下欄のヘに掲げる業種	二〇五
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種	二四二、〇七七
規則別表第二の四の項の下欄のロに掲げる業種	四四、九七七
規則別表第二の四の項の下欄のハに掲げる業種	一七、〇〇一
規則別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	一〇、三四三
規則別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	二〇、六七七
規則別表第二の四の項の下欄のヘに掲げる業種	一二、六二四
規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	六九、六一一
規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一五一、九一〇
規則第四条第五号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の五の項の下欄のイに掲げる業種	三〇、三五二
規則別表第二の五の項の下欄のロに掲げる業種	七八八、六四二
規則別表第二の五の項の下欄のハに掲げる業種	一六、〇六七

規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	五四四、八〇四
規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種	一一四、五七九
規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	三、四三二
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	八三、八〇四
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	四二、三五四
規則別表第二の六の項の下欄のヘに掲げる業種	八三、三〇〇
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一五二、一六四
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一四二、七〇〇

規則第四条第六号に規定する分別基準適合物	
規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	五五八、二七六
規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種	九五、二〇八
規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	三、九六六
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	八五、二九九
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	四一、〇九五
規則別表第二の六の項の下欄のヘに掲げる業種	七〇、三九六
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一四〇、五八八
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一四二、五六九

○海上保安庁告示第十一号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第五条第三項の規定に基づき、係留施設の使用に関する私設信号（平成七年海上保安庁告示第三十四号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

係留施設の使用に関する私設信号の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表 (1)～(4)　(略) 1　(略) (削る)	別表 (1)～(4)　(略) 1　(略) 2　和歌山下津港

指示		応答信号	備考
信号	信文		
指・D・2	日本製鉄ＬＰＧ専用桟橋に係留せよ。 日本製鉄係船岸壁Ａに係留せよ。	回・D・2 2代・A	指示信号は、日本製鉄関西製鉄所和歌山地区の係留施設に係留する船舶に対し、和歌山北港日本製鉄信号所において発するもの
係・A			

係・B	日本製鉄係船岸壁Bに係留せよ。	2代・B	
係・C	日本製鉄係船岸壁Cに係留せよ。	2代・C	
係・D	日本製鉄係船岸壁Dに係留せよ。	2代・D	
係・E	日本製鉄係船岸壁Eに係留せよ。	2代・E	
係・F	日本製鉄係船岸壁Fに係留せよ。	2代・F	
係・G	日本製鉄係船岸壁Gに係留せよ。	2代・G	
係・I	日本製鉄第一内港に係留せよ。	2代・I	
係・J	日本製鉄第二内港に係留せよ。	2代・J	
赤色閃光灯（連続閃光）	大型船舶の入出航あり。		
赤灯 青灯	総トン数1,000トン以上の入出航船があること。 注意して航行すること。		指示信号は、日本製鉄関西製鉄所和歌山地区第二内港の係留施設に係留する船舶に対し、和歌山北港日本製鉄信号柱において発するもの

2・3　（略）

3・4　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。